泉南市留守家庭児童会昼食提供事業者登録事業実施要領

１．事業名

泉南市留守家庭児童会昼食提供事業者登録事業（以下「本事業」という。）

２．事業目的

学校の長期休業期間中において、泉南市留守家庭児童会の在籍児童の保護者（以下「保護者」という。）の昼食準備にかかる負担軽減を目的とする。

３．事業概要

事前に泉南市（以下「市」という。）に登録された昼食提供事業者（以下「登録事業者」という。）に保護者が直接昼食を発注し、登録事業者が昼食の提供を行う。昼食代金は実費分として保護者が負担し、登録事業者に直接支払う。なお、市は本事業に関して事業者登録のみ行い、委託契約等は締結しないものとする。

４．昼食提供先

別紙昼食提供先のとおり

５．事業者登録資格要件

（１）昼食提供は、留守家庭児童会 10 か所全てに対応することを基本とするが、一事業者で全か所の対応ができない場合は、各事業者の希望地域を調整のうえ決定するものとする。

（２）昼食の注文申込手続及び代金請求・支払等の手続において、事業者と保護者で直接のやり取りが可能であること。

（３）保健所の営業許可を取得していること。

（４）大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）等の遵守に努め、安全な食事を提供できること。

６．昼食提供事業者登録

事業者登録申請書（様式第１号）により随時登録を可能とする。更新については自動更新とし、やむを得ない事由により登録辞退を行う場合は、事業者登録辞退申請書（様式第２号）を提出するものとする。

７．昼食提供期間 ※ただし、各休業期間中の日曜、祝日及び年末年始（12/29～１/3）除く。

小学校の夏期休業期間中（７月下旬～８月下旬）

小学校の冬期休業期間中（12 月下旬～１月上旬）

小学校の春期休業期間中（３月下旬～４月上旬）

８．登録事業者が行う業務内容

（１）保護者向け案内・献立表の作成及び周知

登録事業者は、保護者に、昼食の内容、料金、注文方法などを周知するため、チラシやホームページ等により案内すること。また、注文する際に確認できる献立表を作成し、事前に公開すること。

（２）受注管理等

① 登録事業者は、保護者の利便性に配慮した注文期間及びキャンセル期間を設定すること。

② 登録事業者は、昼食代金について、保護者から徴収すること。また、代金の滞納等についても、登録事業者において対応すること。

③ 登録事業者は、気象警報発表時等により留守家庭児童会が中止となり、昼食提供ができなかった時、昼食代金を徴収する場合の基準を定めておくこと。

（３）昼食の製造

① 昼食は主食及び副食を基本とし、登録事業者は、栄養面や児童の嗜好を考慮した昼食提供に努めること。

② 提供する昼食の容器について材質を問わないが、登録業者は、食品衛生上清潔なものを使用し、配送後そのまま提供できるものにすること。

③ 回収が必要な容器については、登録事業者が速やかに回収すること。

④ 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）等の遵守に努め、児童に安全な食事を提供すること。

（４）昼食の配送等

① 登録事業者は、昼食を各留守家庭児童会施設に午前 11 時 45 分までに配送すること。

② 登録事業者は、昼食提供する児童一覧を添付し、昼食提供を受ける児童を明確にして昼食提供先に配送すること。

③ 登録事業者は、昼食を児童別にビニール袋に入れ、個別に氏名を記入したシールを貼り付けるなどの対応が可能な場合は、配布時に児童名が分かるように努めること。

④ 配送した昼食の内、急きょキャンセルされたために取り消しできなかった昼食は、登録事業者がそのまま持ち帰るようにすること。キャンセルされた昼食の料金は、保護者が負担すること。

（５）安全・衛生管理

① 登録事業者は、原材料の調達、製造、配送等に当たって、食中毒事故防止のための衛生管理を適切に行うこと。特に、夏期など気温の高い状態が続く場合の配送は、保冷容器、保冷剤を使用するなど、食中毒発生について十分な防止策を講じること。

② 登録事業者は、業務を実施するに当たり、常に食品衛生法その他関係法令を遵守し、監督官庁の指示に従うこと。

（６）事故への対応

① 登録事業者は、提供した昼食に起因した健康被害又はその疑いがある場合、保護者に対して適切な対応を行うこと。

② 登録事業者は、事故の発生が確認された場合、直ちに保護者及び市へ連絡すること。

③ 事故のため、登録事業者が業務継続困難となった場合、保護者に対し不利益を与えないように対応を行うこと。

④ 登録事業者は、食中毒など万一の事故に備え、賠償責任保険等に加入すること。

⑤ 当該業務に関して、登録事業者は市の責任に帰さない事由により、保護者との間で事故その他問題等が生じた場合、市は一切の責任を負わず、登録事業者の責任において解決すること。

（７）苦情処理について

登録事業者は、保護者の苦情に対し迅速かつ円滑な解決を図るように努めること。

９．その他

① 登録事業者は、昼食提供日には必ず連絡対応（電話、メール等）ができる体制にすること。

② 登録事業者は、やむを得ない事情により当該登録を取下げる場合は、少なくとも２か月以上前までには市に取下げの手続を行わなければならない。

③ 登録事業者は、本事業に係る業務の全部を第三者に委託してはならない。

④ 登録事業者は、本事業実施により知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。なお、当該登録解除後も同様とする。

10．疑義等

本要領に疑義が生じた場合又は本要領に定めのない事項については、市と登録事業者で協議の上、これを定める。

昼食提供先（家庭児童会 10 か所）　　（別紙）

名称	所在地	定員
樽井第一留守家庭児童会	泉南市樽井 4-29-1（樽井小学校内）	60 名
樽井第二留守家庭児童会	泉南市樽井 4-29-1（樽井小学校内）	35 名
信達留守家庭児童会	泉南市信達牧野 705（信達小学校内）	50 名
砂川留守家庭児童会	泉南市信達市場 450-6（砂川小学校内）	40 名
新家留守家庭児童会	泉南市新家 975（新家小学校内）	40 名
一丘留守家庭児童会	泉南市新家 285-7（一丘小学校内）	40 名
西信達留守家庭児童会	泉南市岡田 5-24-1（西信達小学校内）	40 名
新家東留守家庭児童会	泉南市兎田 729-3（新家東小学校内）	40 名
雄信留守家庭児童会	泉南市男里 3-11-1（雄信小学校内）	40 名
鳴滝留守家庭児童会	泉南市信達市場 1602（鳴滝小学校内）	40 名

附　則

この要領は、令和７年５月８日から施行する。